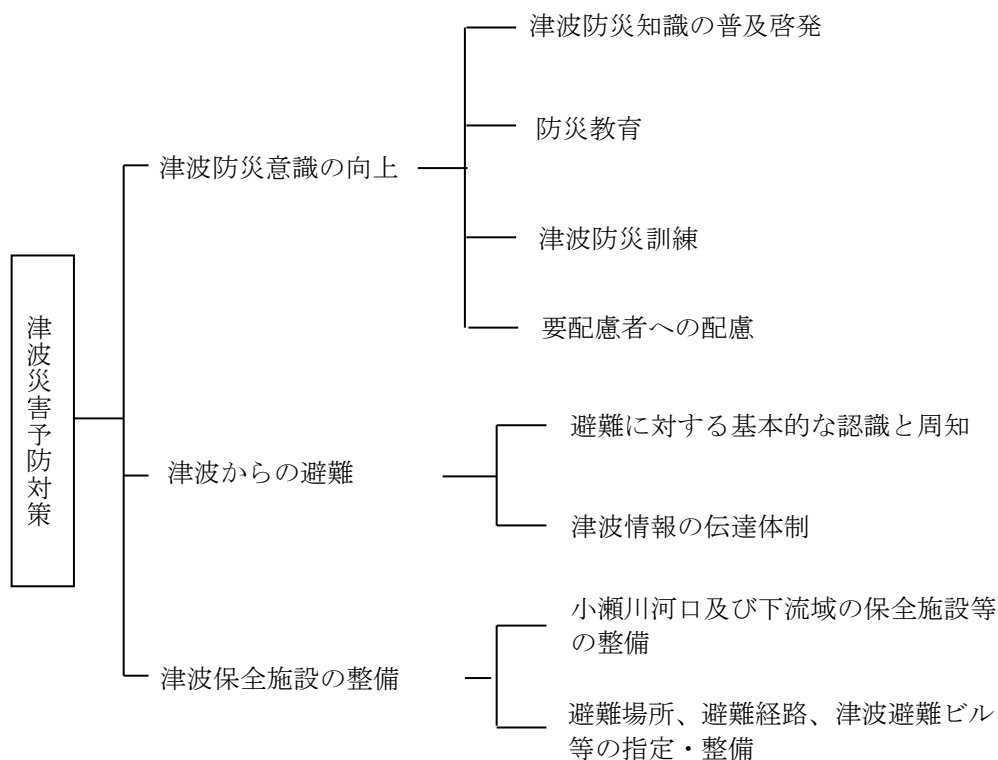


## 第 17 章 津波災害予防対策

### 基本的な考え方

- 1 本町においても、太平洋の海域等で津波が発生すれば、その影響を受ける地理的環境にあるため、河川沿いに暮らす人はもちろんのこと、河川敷などで行動する際にも、津波災害の特徴を理解し、的確な避難行動のとり方を身につけておくことが必要不可欠である。
- 2 津波災害対策の検討にあたっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。
  - (1) 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波  
〔対策〕 河川堤防などの保全施設の整備による人命、資産の保護
  - (2) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波  
〔対策〕 住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸としたハード・ソフト両面による総合的な津波対策
- 3 津波避難に関する事項は、本章によるものの他、細部は「津波避難計画」による。



予報区	沿岸市町
山口県瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

## 第1節 防災意識の向上

津波による人的被害を軽減するためには、防災関係機関による防災対策の推進と同時に、町民一人ひとりが自らの命は自分で守るという心構えをもち、発災時における冷静な行動のとり方を身につけることが最も重要であり、そのような風土・文化を醸成する必要がある。

このため町、県及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、町民に対し、津波に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、防災教育の推進に努め、町民の防災意識の向上を図る。加えて、発災時に円滑かつ的確な行動が行えるよう、自主防災組織等と連携して実践的な防災訓練を実施する。

本節による記述の他、細部は、町「津波避難計画」7～9章による。

### 第1項 津波防災知識の普及啓発

津波による人的被害軽減を図るためには、町民一人ひとりの自主的な避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示(緊急)の意味と内容の説明などの啓発活動を行うとともに、防災に関する情報を分かりやすく発信する。

また、避難行動に関する知識、津波の特性やメカニズムなどに関する情報、津波の想定・予測の不確実性について周知を図るとともに、家庭での予防・安全対策等の普及啓発を図る。

津波避難に関する次の内容の普及啓発を図る。

- 1 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。避難にあたっては、徒歩によることを原則とし、自ら率先して避難行動をとるが他の地域住民の避難を促すこととなる。
- 2 地震・津波は自然現象であり想定を超える可能性がある。特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災もあり得ること。
- 3 家族等の安否確認のために津波の危険性がある地域へ戻ったり、その場所に留まったりすることのないよう、家族等の安否確認の方法や、津波から避難した際の集合場所等について各家庭であらかじめ話し、決めておく必要があること。

### 第2項 防災教育

町は、県、隣接市、防災関係機関、教育機関、民間団体等と密接な連携を図り、津波や防災についての基本的な事項を理解し、主体的な避難行動をとる姿勢を醸成する防災教育を実施する。

- 1 学校における防災教育のための指導時間の確保をはじめ、津波に関する資料等の配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、津波に関する防災教育を実施する。
- 2 住んでいる地域の特性や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- 3 文化会館、コミュニティセンター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で、津波防災に関する教育の普及推進を図る。
- 4 津波浸水想定を踏まえた指定避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、周知を図る。

### 第3項 津波防災訓練

防災週間等を通じ、町、住民及び関係機関等が一体となり、積極的かつ継続的に実践的地域訓練を実施し、防災活動力の向上や町民の適切な避難措置等に努める。

- 1 夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく津波防災訓練を行うよう指導し、町民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 2 津波災害を想定した訓練の実施にあたっては、津波到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

#### 第4項 避難行動要支援者への配慮

町は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### 第2節 津波からの避難

津波からの迅速・的確な避難のため、町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じ、町「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」第4編「津波災害」に避難指示（緊急）の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

#### 第1項 避難に対する基本的な認識と周知

津波災害は、震源域の場所や地形の条件等によって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じるなど地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要があり、さらに、自然現象であることから、大きな不確定要素を伴うため、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

##### 1 避難方法

津波発生時には、地震による家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難にあたっては徒歩を原則とするが、歩行困難者に対する介助搬送による徒歩避難が困難な場合等には、自動車による乗り合わせ避難について各自主防災組織毎に計画し、地区での合意形成を図る必要がある。また、町、関係機関等は自動車による高台避難を想定し、車両渋滞による逃げ遅れを防止するため、あらかじめ避難経路の指定と交通統制により渋滞防止に努める必要がある。

細部は、町「津波避難計画」第2章「避難計画」による。

##### 2 津波ハザードマップの作成・周知

町は、県の津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律第55条に基づき、平成28年に「和木町津波・高潮ハザードマップ」を作成するとともに全戸配布により、住民等への周知を図った。今後も浸水想定等の見直し等に基づき内容の検討と更新とともに住民への周知を継続する。

なお、津波ハザードマップが町民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努める。

##### 3 避難体制の確立

町は、津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等、地域の実情を考慮した町「津波位避難計画」を作成し、これに基づき津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

###### (1) 避難指示（緊急）

町は、避難指示（緊急）の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、町「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」第4編「津波災害」に定める要領により、直ちに避難指示（緊急）を発令できる体制を維持する。

###### (2) 町民等の避難誘導體制

ア 津波発生時には、徒歩による避難を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法を町「津波避難計画」に定める。

イ 避難する町民の安全確保はもちろんのこと、消防職員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールについて、町「津波避難計画」第4章「避難誘導等」に従事する者の安全確保に定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導する。

- ウ 避難場所の案内板や避難誘導標識、海拔表示等の整備し、内容の変更、老朽化に伴う更新を図る。
  - エ 町内の小瀬川（右岸）堤外地の所有者に対しては、町「津波避難計画」第10章「河川利用者の避難対策」に基づき、あらかじめ施設の管理者（太田川河川事務所、漁業協同組合等）、コンビナート事業者（ENEOS 株、三井化学株）、自主防災組織等と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、地震発生直後に津波発生の危険性が高い場合においては、日頃から過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。
- 4 避難行動要支援者及び外来者の避難
- (1) 町「津波避難計画」第9章「避難行動要支援者の避難対策」に基づき、津波による被害のおそれのある地域の社会福祉施設、医療施設等の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮して、津波に対する安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等、万全を期すものとする。
  - (2) 町は、社会福祉施設、医療施設等の避難対策について支援するとともに、避難行動要支援者の避難対策についても近隣住民、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備に努める。また、駅・宿泊施設・行楽地における「和木町津波・高潮ハザードマップ」の掲示、避難場所・避難路の誘導表示・海拔表示板を実施し、周知を図る。
- 5 町の津波避難体制確立への県の支援
- 県は、津波が発生した際に、町の津波対応や市民の迅速な避難行動ができるよう、町に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果のデータを提供するとともに、避難方法及び避難場所、避難路等を指定する際の基本的な考え方や方向性を示した津波避難計画策定指針等を作成し、「和木町津波・高潮ハザードマップ」や「津波避難計画」の見直し等に資する支援を受ける。

## 第2項 津波情報の伝達体制

- 1 津波警報等及び、避難指示（緊急）等の伝達について、町「避難勧告等の発令伝達マニュアル」第4編「津波災害」及び「津波避難計画」第6章「避難指示・勧告等の発令」に基づき、町は、関係機関はあらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。
- 2 町民等への情報伝達体制の確立
- 町民等には迅速に避難行動を取ってもらう必要があることから、町は、「津波避難計画」第6章「避難指示・勧告等の発令」に示すあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、町民等への津波警報等及び避難指示（緊急）の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- 3 通信施設設備の整備
- 町民等に対する情報伝達や避難指示（緊急）等を迅速かつ、確実に実施するため、町の地域特性や地理・地形における自然災害や石油コンビナート災害等の有事を想定して、各種の防災情報収集・伝達手段を整備する。
- また、停電による情報収集・伝達の機能が失われないよう、耐震性を考慮した非常用発電機の整備、津波の影響を受けない場所での可搬型発電機の運用とともに、代替庁舎における非常用発電機の整備を実施する。
- 4 多様な伝達手段の確保
- 「津波避難計画」第6章「避難指示・勧告等の発令」に基づく、即時一斉の多様な情報伝達手段を維持、整備する。
- 5 河川敷等への情報伝達
- 河川敷での行動者に対して、「津波避難計画」第6章「避難指示・勧告等の発令」に示す伝達手段の他、同計画第10章「河川敷利用者の避難対策」により、迅速かつ、効果的な情報伝達体制を維持、整備する。

### 第3節 津波保全施設の整備

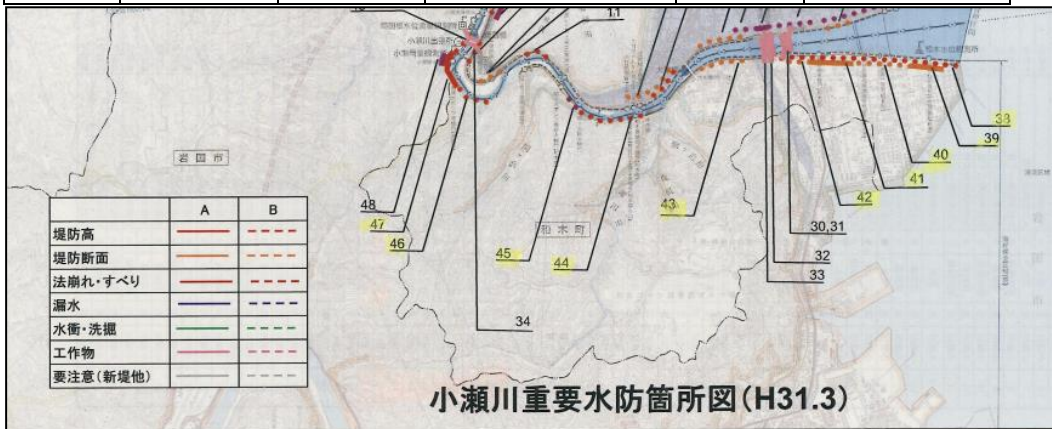
#### 第1項 小瀬川河口及び下流域の保全施設等の整備

施設の保全整備に係る基本的な考え方

町内の小瀬川右岸における堤防高、強度の不足、水門等の耐震性について、想定最大規模の地震及びこれに伴う河口より遡上する津波（洪水を含む）に対する堤内地への浸水防止の保全を基準として、河川管理者（国交省中国地方整備局太田川河川事務所）に整備を要望する。

この際、下記の町内重要水防箇所の整備を継続的に要望する。

図番	種別	重要度	区間	延長(m)	理由
38	堤防高	B	C0/650～1/160	1,810	高潮
39	堤防断面	A	C0/600～C0200	400	断面不足
40	堤防断面	B	C0/200～0K400	600	断面不足
41	堤防断面	A	0K400～0K800	400	断面不足
42	堤防断面	B	0K800～1K000	200	断面不足
43	堤防断面	B	1K400～1K800	400	断面不足
44	堤防高	B	2K600～3K200	600	断面不足
45	漏水	B	3K300～3K400	100	漏水
46	堤防高	B	4K400～4K600	200	堤防高不足
47	堤防高	A	4K600～5K000	400	堤防高不足



#### 第2項 避難場所、避難路、津波避難ビル等の指定・整備

- 1 避難場所の整備にあたっては、「津波避難計画」第2章「避難計画」に基づき、津波の浸水想定区域外となる場所・施設に整備する事を基本とし、歩行困難な要配慮者及び逃げ遅れを考慮し、浸水想定区域内でも垂直避難が可能な堅牢な高層階施設を緊急避難場所として使用できる施設を整備する。この際、当該避難場所となる施設は、浸水により孤立が予想される間の対応に必要な備蓄品等の整備に努める。
- 2 町は、津波浸水想定区域内において民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、要配慮者、逃げ遅れ等に対応できる更なる体制の構築に努める。
- 3 町民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。  
この際、八幡山登山道（散策道）、和木テレビ中継所に至る登山道（散策道）の階段施設を重視して整備する。
- 4 避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる家屋の倒壊、段差の発生、登山道入り口付近での避難者の渋滞、停電による街灯の消灯等、車両避難者等による交通渋滞や事故の発生等を

十分考慮し、「津波避難計画」第2章「避難計画」に基づき幹線道路を主体に避難路を指定し、避難住民の安全の確保を図るものとする。

- 5 避難場所の位置が分かるような案内・誘導板や標高（海拔）がわかる海拔表示板を点検し、必要に応じ更新、整備を実施し避難場所の周知を図る。